「ちょうなん西小」宿泊約款

（適用範囲）

第１条

1. 当館が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、本約款の定めるところによるものとし、本約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

（宿泊契約の申込み）

第２条

1. 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
   （１）宿泊者名及び連絡先
   （２）宿泊日及び到着予定時刻
   （３）その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊者が、宿泊中に前項第２号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し出た場合、当館は、当該申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

（宿泊契約の成立等）

第３条

宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

（宿泊契約締結の拒否）

第４条

当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 宿泊の申込みが、本約款によらないとき
2. 満室（員）により客室の余裕がないとき
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
4. 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力であると認められ

るとき

5. 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
6. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、暴力的要求行為を行い、又は合理的な範囲を超える負担を求めたとき
7. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき

（宿泊者の契約解除権）

第５条

1. 宿泊者は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は、宿泊者が宿泊契約の全部又は一部を解除する場合、別表１に掲げるキャンセル料を申し受けます。
3. 宿泊日当日、当館からの連絡がつかず、当日の午後６時（到着予定時刻が予め明示されている場合は、当該時刻を２時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当館の契約解除権）

第６条

1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
   （１）第４条第３号ないし第 7 号に該当すると認められるとき
   （２）当館が定める利用規則に従わないとき
   （３）第７条各号に定める事項の登録がなされないとき
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、明らかにその責が当館にある場合を除き、宿泊料金の返還はいたしかねます。

（宿泊の登録）

第７条

宿泊者は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

（１）宿泊者の氏名、住所、職業、年齢及び宿泊場所

（２）外国人にあっては、国籍及び旅券番号

（３） 出発日及び出発予定日

（４）その他当館が必要と認める事項

（客室の使用時間）
第８条
宿泊者が当館の客室を使用できる時間は当日午後３時から翌日の午前１０ 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。なお、チェックイン・チェックアウトの時間に関しては、当館の公式ホームページの予約・空室確認「ご利用にあたって」をご確認ください。

（利用規則の遵守）
第９条
宿泊者は、当館の定めた利用規則に従っていただきます。

（営業時間）
第１０条
1. 当館の主な施設等の営業時間は、次のとおりとします。
   （１）フロント 午前９時１５分から午後５時４５分
   （２）食堂
   ＜朝食＞ 午前８時３０分から午前９時３０分
   ＜昼食＞ 午前１２時００分から午後１時３０分
   ＜夕食＞ 午後６時００分から午後８時３０分
   （３）浴室　午後５時００分から午後１１時００分
2. 前項の時間は、臨時変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。また、宿泊者との事前の調整により変更する場合があります。

（料金の支払い）
第１１条
1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表２のとおりとします。
2. 宿泊料金等の支払方法は、別表３のとおりとします。宿泊者は、別表３の内容に従って、宿泊料金等の支払いを行うものとします。
3. 当館が宿泊者に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は発生するものとします。

（賠償責任保険）
第１２条
当館は、施設内及び敷地内の安全確保に常日頃より配慮しておりますが、万一の火災等に対

処するため、賠償責任保険に加入しております。

（駐車の責任）
第１３条
宿泊者が当館の駐車場をご利用になる場合、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

（宿泊者の責任）
第１４条

1. 宿泊者の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊者は当館に対し、その損害を賠償していただきます。
2. 宿泊契約の申込みが法人又は団体により行われた場合、当該法人又は団体は各宿泊者に本規約の内容を遵守させるものとし、各宿泊者の行為につき連帯して責任を負うものとします。

（当館の責任）
第１５条
当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行又は不履行により宿泊者に損害を与えた場合、その損害を賠償します。ただし、当該損害が当館の責めに帰すべき事由によるものでない場合は、この限りではありません。

（客室の管理）
第１６条
客室の施錠管理については（特に宿泊室から外出し、又は就寝の際等)、宿泊者の責任のもと行うものとさせていただきます。

（客室の管理等）
第１７条

1. 宿泊期間中の宿泊者の貴重品の管理は、宿泊者自身で行うものとし、紛失、盗難等が発生した場合であっても、当館は一切の責任を負いかねます。
2. 客室からの避難経路図については、宿泊者入口に掲示してありますので、ご確認ください。

（分離条項）
第１８条
本約款の一部の効力が、法令や確定判決により無効とされた場合であっても、その他の条項

は引き続き効力を有するものとします。

（約款の改定）
第１９条

1. 当館は、次の各号に定める場合、当館の裁量により、本約款を変更することができるものとします。
   （１）本約款の変更が、宿泊者の一般の利益に適合する場合。
   （２）本約款の変更が、宿泊契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合。
2. 当館は、前項による本約款の変更にあたり、変更実施日の１ヶ月前までに、本約款を変更する旨及び変更後の本規約の内容を宿泊者に通知するものとします。

（管轄及び準拠法）
第２０条
本約款に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所、東京簡易裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

別表１　キャンセル料

契約解除の通知を受けた日	不泊・当日	1日～2週間前	2週間前～1か月前	1か月前～2か月前	2か月～3か月前
キャンセル料	100%	100%	80%	50%	20%

（注）　・キャンセル料は、該当宿泊契約の第１日目の宿泊料金に上記に示す比率を乗じた額を求め、これに契約解除人数及び解除日数を乗じて求めます。
・契約日数が短縮した場合は、その短縮日数分が契約解除されたものとみなします。

別表２　宿泊料金等の内訳

内訳	宿泊者が支払うべき総額
宿泊料金	①宿泊料（室料＋朝・昼・夕食料） ※食事なしで利用する場合は室料のみ。1食付で利用する場合は、1食付料金
追加料金	②追加飲食代（①に含まれるものを除く）及びその他の利用料金
税金	③消費税

（注）　・宿泊料金等は、ホームページに掲出する料金表によります。

別表３　支払方法

法人でのお申込	ご利用日の月末に締め切り、請求書をご郵送いたします。 ご利用日の翌月末までにお支払いくださいますよう御願い申し上げます。 お振込み手数料はご負担いただきますよう御願いいたします。 ※社内審査上ご希望に添いかねる場合がございます。予めご了承ください。

2018 年 4 月 9 日　発行
2018 年 6 月 14 日　改定
2019 年 5 月 7 日　改定
2020 年 3 月２５日　改定
2021 年１２月１日 改定
2022 年 2 月 2 日 改定
2022 年 11 月 1 日　改定
2023 年 8 月 8 日　改定